

市民ホール基本構想 素案

市民ホール検討庁内プロジェクト

目次

I	基本構想の策定趣旨	1
II	基本構想の背景	2
1	これまでの検討経緯	2
(1)	小田原市民会館整備検討委員会による検討	2
	・「小田原市民会館整備に関する調査報告書」（平成4年3月）の概要	
(2)	（仮称）城下町ホール建設市民委員会による検討	2
	・「（仮称）城下町ホール建設市民委員会報告書」（平成15年3月）の概要	
(3)	（仮称）城下町ホール基本構想の策定	3
	・（仮称）城下町ホール基本構想の概要	3
(4)	（仮称）城下町ホール管理運営検討委員会による検討	4
	・「（仮称）城下町ホール管理運営検討委員会報告書」（平成20年3月）の概要	
(5)	（仮称）城下町ホール建設計画の見直し	4
(6)	小田原駅・小田原城周辺まちづくり検討委員会による検討	5
	・「小田原駅・小田原城周辺まちづくり検討報告書」（平成21年3月）の概要	
2	小田原駅・小田原城周辺のまちづくり	6
(1)	機能配置の基本方針	6
①	小田原駅周辺地区	6
②	小田原城周辺地区	6
3	市民文化の特徴とホールへの想い	7
(1)	文化的特徴	7
(2)	ホールへの想い	7
①	（仮称）城下町ホール建設市民委員会主催ワークショップ時の市民意見から	7
②	前基本構想に対する市民意見から	7
③	前基本設計に対する市民意見から	8
④	小田原駅・小田原城周辺まちづくり検討委員会委員の意見から	9
⑤	ホールへの想い —まとめ—	9
III	基本理念	10
1	基本理念	10
2	めざすべき方向性	10
3	必要とする機能の考え方	11
IV	整備方針	12
1	計画区域	12
(1)	計画区域設定の方針	12
①	計画区域選定の視点	12

2	建設地	13
(1)	建設地設定の方針	13
①	建設地の設定	13
②	建設地内の市道の取り扱い	13
(2)	周辺区域の考え方	13
①	現市民会館周辺区域	13
②	建設地に隣接する周辺区域	13
3	施設計画	14
(1)	大ホール	14
(2)	小ホール	14
(3)	展示スペース	14
(4)	リハーサル室・練習室	15
4	景観計画	16
(1)	景観コンセプト	16
①	外観デザイン	16
②	高さ・ボリューム	16
③	沿道空間	16
5	整備方針	17
V	事業推進方針	21
1	整備スケジュール	21
2	事業手法	22
(1)	市の直接工事発注による施設整備	22
(2)	地域振興施設等整備事業の活用による施設整備	22
(3)	P F I方式の活用による施設整備	22
VI	管理運営方針	24
1	運営方針	24
(1)	専門性の確保	24
(2)	市民の参画	24
(3)	地域との連携	24
2	運営方式	25
(1)	直営方式	25
(2)	部分委託方式	25
(3)	指定管理方式	25
(4)	P F I方式	25
3	運営組織	26
(1)	直営方式及び部分委託方式の場合	26
(2)	指定管理方式の場合	26

(3) P F I 方式の場合	26
VII 今後の検討の進め方	27

I 基本構想の策定趣旨

市民に愛される市民ホールの整備

昭和37年に建設された小田原市民会館大ホールは、舞台機構・音響設備など、当時を代表する施設として、著名なアーティストの芸術鑑賞や市民の舞台芸術発表の会場として活用されるとともに、本館が昭和40年に建設されたことにより、小ホール、展示会場、会議室、結婚式場等が増設され、多くの市民が集い、にぎわう施設として利用されてきました。

しかし、最近では多様化する舞台芸術の流れに舞台機能が対応できなくなりつつあり、ハレの場であるホールとして華やかな雰囲気にも欠けている状況となっています。

近年、精神的なゆとりや安らぎが求められ、生活の質的な満足感への指向とともに、芸術文化についての関心はますます高まっています。

劇場・ホールにおいても、多様な芸術文化に触れることで心を豊かにし、創造性あふれる社会を形成することが求められているのです。

こうした流れの中で、これまで（仮称）城下町ホールの整備を推進してきましたが、小ホールや展示機能などの市民が求める機能を満たしつつ、小田原城址に隣接する場所にふさわしい空間の整備や景観への配慮を高次元で両立させるため、隣接用地を取得し建設用地を拡張した上で、新たな市民ホールとして再設計することと決定しました。

基本構想はこの新たな市民ホール整備の基礎となるものですが、その策定に当たっては、これまでに積み重ねられてきた様々な市民や文化団体、専門家の方々などの議論や意見により取りまとめられた前基本構想の内容を踏まえると同時に、その後の議論や意見を加味することにより、過去から現在に至るホール計画に携わった人々の知恵や想いを集約することを目指して作業を進めました。

このような検討過程を経た本基本構想が、人々の想いを市民に愛されるホールとして結実させるためのガイドラインとなることを願い、ここに策定するものです。

Ⅱ 基本構想の背景

1 これまでの検討経緯

(1) 小田原市民会館整備検討委員会による検討（平成2年3月～平成4年3月）

小田原市民会館の施設面・機能面での老朽化などを踏まえ、平成2年に「小田原市民会館整備検討委員会」を設置し、新しい市民会館の位置付けや役割、三の丸地区への配置、機能や規模などを検討し、平成4年に報告書を取りまとめました。

★「小田原市民会館整備に関する調査報告書」（平成4年3月）の概要

小田原市民会館整備検討委員会では、情報化社会・国際化社会に向かおうとする、21世紀の小田原市にふさわしいホールとして、芸術・商工・生活など、さまざまな文化活動はもとより、観光・情報・国際交流を含めた拠点施設として整備することが提言されています。

敷地の検討については、「三の丸地区」を文化施設整備地区と位置付けた「小田原市本町周辺地区活力あるまちづくり促進調査報告書」の内容を受け、(仮称)城下町ホールにふさわしい対象敷地の検討を行っています。

本報告書では、市の象徴となるべき中心施設として、(仮称)城下町ホールを捉えた場合、市民が気軽に訪れやすい場所にあることや、市にふさわしい特性をもった場所であることが必要とされています。

こうした観点から、対象敷地は、現在の市民会館に近く、小田原城を真近に臨み、黒松、梅、桜が茂り、石垣と水辺に面した三の丸地区が適地とされました。

また、ホール機能や規模については、情報化社会や国際交流にも十分対応し得る高度な複合施設として、「大・中・小の新しい多目的ホール群」が提案され、ホールの適正規模は、1, 500人以上2, 000人までが適切であるとしています。

付帯提言として、中規模ホールを川東地域に1館設置することや財団の設立が提言されています。

(2) (仮称)城下町ホール建設市民委員会による検討（平成12年3月～平成15年3月）

平成12年には「(仮称)城下町ホール建設市民委員会」を設置しました。同委員会は、小田原市民会館整備検討委員会から提出された報告書を現代の時代背景に合わせて見直し、改めて、『活力ある市民が中心となって創り出す城下町おだわらの「文化」と「まち』』をスローガンに、まちづくりの観点から新しい切り口でホールに必要な機能の検討を行い、平成15年に報告書を取りまとめました。

★「(仮称) 城下町ホール建設市民委員会報告書」(平成15年3月)の概要

(仮称) 城下町ホール建設市民委員会においては、ホールの機能や規模についての具体的な検討には至りませんでした。先進性の高いホールの事例を参考としながら、ホールに必要とされる機能を「ホール系機能」「創造系機能」「交流系機能」という3つの視点で分析・検討しており、ホールのソフト面において多くの提案がなされています。

この報告書では、ホールを単に公演の場に留めるのではなく、ひとびとの心のつながり(交流)を生み出し、地域のアイデンティティ(個性)やコミュニティを形成し、まちづくりへと推し進めていく文化振興の柱とすることや、(仮称) 城下町ホールに「ホール系機能」(鑑賞の場・発表の場)、「創造系機能」(学ぶ場・創る場・表現する場)、「交流系機能」(出会いの場・交流の場・発見の場)という3つの機能を持たせ、交流・創造・協働の拠点とするとともに、文化活動をより活発化させることによる中心市街地や周辺地域への波及効果の必要性も提案されています。

また、運営面においても、文化創造の主体である市民主導による運営組織の実現に向け、「市民」「行政」「専門家」の協働体制の必要性が指摘されています。

(3) (仮称) 城下町ホール基本構想の策定(平成17年6月)

計画区域の公有地化においては、平成11年に旧県工芸技術センター跡地(めがね橋臨時駐車場)を、また、平成19年には小田原警察署跡地と本町交番(自動車警ら隊分駐所)跡地を小田原市土地開発公社が神奈川県から先行取得し、同年これら3箇所の用地を市が再取得しました。

また、平成18年には消防分署の再配置計画により中央分署が移転し、(仮称) 城下町ホール建設のための用地の確保が完了しました。

このように、(仮称) 城下町ホール整備のための条件が整いつつある流れの中で、平成16年に基本構想策定に着手、翌平成17年に基本構想が策定されました。

★(仮称) 城下町ホール基本構想の概要

この基本構想においては、基本理念として『「にぎわいや文化の豊かさをもたらすまちづくり」を推進するため、「芸術文化交流の中心施設」として整備する』ことが掲げられ、この基本理念の下、「芸術鑑賞と市民の創造活動が両立できるホール」、「にぎわいを生む施設」、「芸術文化の情報発信基地」、「景観との調和とシンボル化」、「文化交流施設との機能分担・相互連携」のめざすべき方向性が示されました。また、具体的な施設機能としては、メインホールを「さまざまな収容人数にも対応できる「ホールインホール機能」を導入した1,300～1,350席規模の音響性能の高い多機能ホール」とすること、サブホールを「オープンロビーなどと連続性のある開放性や汎用性を備えた200席規模の「マルチスペース」」とすること等が示されました。

(4) (仮称) 城下町ホール管理運営検討委員会による検討(平成19年2月～平成20年3月)

(仮称)城下町ホールの施設建設と並行して、ホールの管理運営面からの検討を進めるため、平成19年に(仮称)城下町ホール管理検討委員会を設置し、検討を重ね、平成20年に同委員会から報告書が提出されました。

この中で、ホールの在り方、運営に係るコンセプト、コンセプトに沿った運営のための事業や施設管理の在り方などについて提言されています。

★「(仮称) 城下町ホール管理運営検討委員会報告書」(平成20年3月)の概要

(仮称)城下町ホール管理運営検討委員会においては、(仮称)城下町ホール基本構想をもとに、ホールの在り方、コンセプト、また、その実現に向けての事業や施設運営の在り方などホールの運営を行っていく上で基礎となる事項について検討が行われ、提言がなされています。

報告書においては、ホールが目指すべき方向として、「響き」をキーワードとして「心」・「文化」・「まち」それぞれが響きあうことにより、新たな交流や創造が促進されることを目指し、「こころが動けば、ひと・まちに響く 響きあうまち 小田原」を基本理念として提言しています。

また、基本理念に沿った運営が行われるためのコンセプトとして、「みんなでつくる～市民参加～」、「わくわくどきどき～質の高い催し～」、「響きあう心～交流促進～」、「はじめての人も、エキスパートも～育成～」、「おだわららしく～地域特性を発信～」、「響きあうまち～賑わい創出～」の6つの柱を目標とした事業展開について提言しています。

(5) (仮称) 城下町ホール建設計画の見直し

基本構想の趣旨を踏まえ、平成17年には、公募型によるエスキースコンペ方式により設計者を選定し、平成18年には、基本設計、実施設計に着手、平成19年には実施設計を完了しました。

また、施設建設の事業手法としては、神奈川県企業庁の地域振興施設等整備事業を活用することとし、平成19年に神奈川県企業庁との間で建設協定を締結しました。

この建設協定に基づき、平成19年度中の建設工事着工を目指しましたが、(仮称)城下町ホール建設に係る住民訴訟に係争中であったことなどから神奈川県企業庁の判断により、建設工事に係る入札事務等は行われませんでした。

その後、平成20年5月に実施された小田原市長選挙において当選した新市長の方針の下、庁内で検討組織が設置され、小田原駅・小田原城周辺における機能配置について検証作業が行われました。市ではこの結果を受け、平成20年8月に、三の丸地区については、「新たな市民ホールと周遊拠点機能を設置する」という機能配置の基本方針を決定しました。

(6) 小田原駅・小田原城周辺まちづくり検討委員会による検討

(平成20年11月～平成21年3月)

市長が示した小田原駅・小田原城周辺の機能配置の基本方針に基づき、平成20年11月に検討委員会が設置され、平成21年3月に報告書が提出されました。

報告書では、お城通り地区再開発、小田原地下街施設、三の丸地区の整備を統合する理念として、「小田原の歴史を尊重し、歴史的環境に敬意を払う」ことが示されました。また、これら3拠点のそれぞれの役割についても言及され、三の丸地区は、「歴史的な環境整備とともに、小田原の文化を楽しむ機能」を担うべきとされました。

市民ホールのコンセプトとしては、「周辺景観と調和したホール」、「専門性を担保したホール」、「市民参加のホール」、「いつもにぎわっているホール」の4つが、市民に愛される市民ホールをつくるための前提条件として示されました。

また、建設の前提条件となる建設用地についても触れられ、「予定地周辺の用地を確保していくことは、非常に困難な事業であるが、用地を拡張することができれば、より良い機能の市民ホールができるし、景観形成にとっても好ましい」との意見が付されました。

★「小田原駅・小田原城周辺まちづくり検討報告書」(平成21年3月)の概要

小田原駅・小田原城周辺まちづくり検討委員会においては、小田原地下街の再生、お城通り地区の再開発及び三の丸地区の整備について、これまでの経緯を踏まえ、現状の課題を整理した上で市長が示した機能配置の基本方針と3地区の利活用の総合的検討がなされました。検討の結果、三拠点整備を統合する理念として「三つの拠点を含め、小田原駅周辺地区及び小田原城周辺地区の開発は小田原の歴史を尊重し、歴史的環境に敬意を払う。」ことが掲げられ、三の丸地区の整備に関連しては、次のような意見や課題の指摘がなされました。

〈意見の骨子〉

- ・歴史的な環境整備とともに、小田原の文化を楽しむ機能として整備する必要がある。
- ・市民会館の土地は、周遊という機能を考える上で非常に重要な場所であり、将来的には、回遊性を高める機能をもたせることが望まれる。
- ・「周辺景観と調和したホール」、「専門性を担保したホール」、「市民参加のホール」、「いつもにぎわっているホール」の4つのコンセプトを念頭にホール整備を進める。

〈課題〉

- ・市民ホール施設のボリュームの検討と三の丸地区への配置シミュレーション
- ・市民会館本館機能の移転先としているお城通り地区再開発事業における事業内容との調整
- ・三の丸地区を周遊に資するための具体的な施設配置の検討

(大手門の復元は、小田原城の価値を高め、小田原らしさの演出に寄与するものとして、それを望む市民が多いこと、二の丸の正面玄関である馬出門正面のお堀に面する場所に、広場を望む声が多いことに留意する必要がある。)

2 小田原駅・小田原城周辺のまちづくり

市では、小田原駅・小田原城周辺のあるべき機能配置について、小田原駅・小田原城周辺まちづくり検討委員会からの報告など、これまでの経緯を踏まえ、総合的に判断した結果、次のとおり、その基本方針を決定し、まちづくりを推進していくこととしました。

(1) 機能配置の基本方針

小田原駅・小田原城周辺の機能配置については、「お城通り地区には、市民による交流と創造の拠点を、三の丸地区にはお城周辺の佇まいを活かした歴史と文化(芸術文化)及び周遊の拠点を」というまちづくりの理念の下、それぞれ次のような機能を配置することとしました。

① 小田原駅周辺地区

お城通り地区は、公共公益施設を配置した再開発事業とするほか、現状台数程度の駐車場、周辺商業に配慮した商業施設、広場、緑道の整備を行うこととしました。

また、小田原地下街は、小田原の地域資源やなりわい文化を体感できる商業のほか、市内各地域への回遊促進拠点としての役割を与え、再生を図ることとしました。

② 小田原城周辺地区

三の丸地区に、小田原城跡隣接地にふさわしい設えとした、芸術文化の拠点としての市民ホールの整備を行うこととしました。

また、市民会館用地やその周辺用地を活用し、観光客を迎え入れ、周辺地域への回遊を促す、周遊拠点の整備を行うこととしました。

3 市民文化の特徴とホールへの想い

(1) 文化的特徴

小田原の文化団体の中で、主にホールを活動発表の場としている団体の状況をみると、長い歴史に培われた技術水準の高い合唱団体やオーケストラ、吹奏楽団体が定期的な活動を行っています。

また、小田原は北原白秋ゆかりの土地であり、数多くの童謡が小田原時代に創作され、市民にも親しまれています。

これらのことから、小田原の芸術文化活動の特徴の1つとして、音楽活動が盛んであることが挙げられます。

また、演劇においても、小田原の史実を掘り起こして戯曲化し、市民が演者となって紹介する活動を行う長い歴史を持った劇団が存在しています。さらに、舞踊や邦楽、伝統芸能などの団体の活動も盛んに行われています。

(2) ホールへの想い

① (仮称) 城下町ホール建設市民委員会主催ワークショップ時の市民意見から

平成14年に(仮称)城下町ホール建設市民委員会の主催により、先進ホールの事例の紹介や市民参加によるワークショップが行われています。その際の議論や提案、アンケート調査などを通じて得た文化ホールへの想いや期待が、3つの切り口によって同委員会の報告書にまとめられています。

〈あらゆる市民が気楽に来られる場づくり〉

- ・ イベントだけでなく、常時活動が行われる
- ・ 市民交流のサロンコンサートができる
- ・ 地元商店等とタイアップし、割引サービスなどがある「友の会」づくり
- ・ 一部の方でなく、多くの市民が利用できる施設

〈子どもが関われる、子どもが育つ施設づくり〉

- ・ 子どもからお年寄りまでが集まれる施設
- ・ 小中学校時代から、芸術に親しむ場を提供できるホール

〈市民の手によって運営される施設づくり〉

- ・ みんなが使いこなして、10年後に手垢のついた様な市民に愛着のあるホール
- ・ 運営企画や施設のあり方等を市民から募集する
- ・ 市民が使いやすい500～700席規模のホール
- ・ 小規模なホール
- ・ 創り手・送り手の「友の会」づくり
- ・ 文化活動を企画する人のネットワークづくり

② 前基本構想に対する市民意見から

平成17年の前基本構想の策定後、市民説明会や個別説明会において意見募集用はがきによる意見聴取が行われています。集計の結果、明らかとなった市民意見の主な内容は

次のようなものでした。

〈施設全般について〉

- ・世界に誇れる本物の（機能が充実した・性能が良い）施設
- ・市民主体の芸術文化活動を支援する施設
- ・市民が気楽に集まり、楽しめる施設

〈メインホールについて〉

- ・音響性能の優れたメインホール
- ・幅広いジャンルに対応したメインホール
- ・メインホールの規模は1,350席では少ない。
- ・使いやすい舞台周り等、充実したバックヤード

〈サブホールについて〉

- ・サブホールの規模は200席では少ない。
- ・必要とする展示スペース・設備が満たされない。

〈その他諸室、設備について〉

- ・充実した練習室
- ・ホール利用者以外も立ち寄れるレストランやカフェの設置
- ・50～100台分の駐車場では少ない。

〈管理運営について〉

- ・運営を視野に入れ、採算性を踏まえた施設整備
- ・市民が使いやすい管理運営
- ・子どもたちへの積極的な場の提供

③ 前基本設計に対する市民意見から

平成18年には基本設計が完了し、市民説明会、個別説明会を開催しています。その時に市民から寄せられた主な意見の内容は次のようなものでした。

〈施設全般について〉

- ・世界に誇れる質的に優れた施設
- ・使い勝手が良く、維持費が安価な施設
- ・周辺環境と調和の取れた外観を

〈メインホールについて〉

- ・音響性能の優れたメインホール
- ・メインホールの規模は1,000～1,300席が適当
- ・あまりに多機能で転換時間やメンテナンスコストが心配
- ・楽屋、バックヤードを使いやすい

〈サブホールについて〉

- ・300席は使いやすい規模なので音響面も充実して欲しい。
- ・展示設備に十分な配慮を
- ・サブホールと展示は質的に両立しない。

〈その他諸室、設備について〉

- ・充実した練習室
- ・託児室の設置を
- ・駐車場は50台分では少ない。

〈管理運営について〉

- ・市民が使いやすい利用料金と貸し出し方法

④ 小田原駅・小田原城周辺まちづくり検討委員会委員の意見から

平成21年3月に提出された同検討委員会の報告書には、参考資料として報告書本編で取りまとめられなかった意見以外にも個々の委員の意見がまとめられています。

〈三の丸地区における市民ホールのコンセプトについて〉

- ・公演がない日にもぎわっているホール
- ・高質な芸術文化事業を創出し、小田原から外へ発信し得るホール
- ・企画、運営に市民が主体的に関わることができるホール
- ・ホール外観は近代的かつ古風な風情の様式
- ・ホール外観は三の丸小学校のように城内景観に配慮したデザイン
- ・市民と歴史と文化との突出しない関係の維持

〈市民ホールと外部との関係について〉

- ・ホールが大きな公園の中にあるというイメージが必要
- ・城址景観に配慮し、建物のボリュームや高さを抑え、外観や配置も工夫
- ・景観に配慮し、地下利用も検討
- ・ホール自体に集客などの機能を必要以上に求めるべきではない。

〈市民ホールの機能と運営について〉

- ・充実した自主事業実施のため、運営母体をしっかり組織する必要がある。
- ・観やすい、使いやすい、稼働率が高いホール整備を
- ・オーソドックスで身の丈に合ったホール整備を
- ・地域の文化施設運営のためにはアートマネジメント能力を有する職員の継続的配置が必要
- ・市民、文化団体、芸術家、企業、NPOなどが支えるホールが望ましい。
- ・ホール使用者の使い勝手に直結するバックヤード機能の充実は興行のレベルアップにつながる。
- ・運営が最も重要であるので行政から独立した組織を作るべき

⑤ ホールへの想い — まとめ —

このような様々な意見から、新しい市民ホールは、基本的な機能を満たし使い勝手の良いもの、周辺景観に配慮したもの、幅広い市民が集いにぎわいをもたらす拠点とすることが求められていると考えます。

また、貸館や集会利用中心の施設ではなく、創造・交流型の施設づくりが求められており、規模については、より市民が使いやすい現市民会館大ホールと同程度の規模を求める方向に時間の経過とともにシフトしていることが読み取れます。

Ⅲ 基本理念

1 基本理念

小田原がもつ県西地域の中心都市としての役割や文化的特徴、歴史的環境をふまえ、すべての市民に開かれ、文化の豊かさを享受できる場所であるとともに、そこに集う市民がまちとつながることにより、にぎわいをもたらし、まちの活性化に資する「芸術文化交流の中心施設」として、市民ホールを整備します。

2 めざすべき方向性

○ 芸術鑑賞と市民の創造活動が両立できるホール

- ・優れた芸術文化にふれることで感性を高めたり、自ら文化活動に参加することで個性や創造性を発揮できる場とし、市民主体の創造的な芸術文化活動を支援するための施設とします。

○ にぎわいを生む施設

- ・多くのひとびとに開かれた施設をめざし、ホールでの催しなどが新たな交流を生み、さらには地域社会や中心市街地の活性化につながる施設とします。

○ 芸術文化の情報発信基地

- ・小田原で守り、育み、生み出される芸術文化の情報発信基地とします。

○ 景観との調和とシンボル化

- ・歴史的・文化的資源に恵まれた三の丸地区の周辺環境を活かし、城址公園と調和した景観形成や緑化を図ることにより、小田原のアイデンティティを高める施設とします。

○ 文化交流施設との機能分担・相互連携

- ・既存の文化交流施設や今後予定される新設施設との機能分担を行い、相互連携やネットワークづくりを進め、相乗効果が期待できる施設運営を行います。

3 必要とする機能の考え方

市民ホールに必要とする機能については、「(仮称) 城下町ホール建設市民委員会」において様々な検討が行われています。

この中では、ホールの「文化的側面」ばかりでなく、「まちづくりの側面」に着目し、「ホール系機能」、「創造系機能」、「交流系機能」の3つの機能整備の必要性和、その有効的かつ相乗的な働きによる「まちの活性化」が提案されています。

一般的に劇場やホールは、芸術文化に関心のある人々のための施設となりがちですが、最近では、ロビーなどでのカジュアルコンサートなどの実施、アウトリーチ活動、企画運営面での市民参加など、積極的に市民の参画を促し、ホールという場に止まらない事業を行うソフトづくりの重要性が指摘されています。市民ホール整備においては、開放性の高い施設配置や企画運営を行い、「人々が集い、語らい、にぎわう場」として、地元商店街や中心市街地の商業施設との連携の輪を広げ、相乗効果による「まちの活性化」につなげる施設とします。

※ 今回の市民ホール整備においては、周辺用地を取得して建設用地を拡張し、前計画において欠けていた、小ホール、展示機能等の市民が求める機能を盛り込む必要があるため、「ホールに必要とする機能」については、展示機能についても網羅できるよう、次のとおり整理することとします。

〈ホールに必要とする機能〉

文化的側面	}	鑑賞・表現系機能・・・芸術文化の鑑賞の場
		市民活動の発表の場
まちづくりの側面	}	創造系機能・・・学び、習い共に創り上げる場
		自らの表現を試してみる場
		交流系機能・・・新しい仲間たちと出会い、交流し、新しい楽しみを発見する場

IV 整備方針

1 計画区域

(1) 計画区域設定の方針

① 計画区域選定の視点

市民ホールの位置は、小田原駅・小田原城周辺のまちづくりを推進するため、現在の市民会館に近く小田原城を真近に臨む歴史の趣と緑豊かな環境に恵まれた「三の丸地区」内とします。

三の丸地区は、小田原城の本丸、二の丸に連なる歴史の趣と緑豊かな環境に恵まれた、芸術文化の拠点としての落ち着きを備えた場所であること、公共交通の結節点であり、広域交流の中心である小田原駅に近く、また、国道1号からのアクセスもよい、市内外からの来訪者が気軽に訪れやすい立地にあること、小田原駅・小田原城周辺の周遊拠点の一角を成す地区であり、この地に市民ホールのような集客施設を整備することはまちの回遊性の向上や活性化に資すること、さらには、既に建設用地の大半を取得済みであり、早期建設の観点や財政面から考え、実現性が高いと判断されることから、市民ホールの計画区域として設定するものです。

2 建設地

(1) 建設地設定の方針

① 建設地の設定

市民ホールの建設地は、現市民ホール用地を中心に周辺用地を取得し拡張したエリアとします。

市民ホールの建設地は、現市民ホール用地を中心としたエリアとしますが、当該用地では市民の望む施設機能(小ホールや展示スペース、充実し使いやすいバックヤード等)を満たすには手狭であること、また、当該用地は小田原城正規登城ルート上の馬出門の正面に当たり景観上の配慮が不可欠であることから、お堀端沿いに十分な空地を設けて施設を配置する必要があります。これらの条件を満たすため、新たに現市民ホール用地南側民有地の一部を取得し建設用地を拡張した上で整備します。

② 建設地内の市道の取り扱い

この建設地内には、市道2197及び市道2198が位置していますが、建設用地を最も有効に活用できるよう、その取り扱いについて検討します。

(2) 周辺区域の考え方

① 現市民会館周辺区域

現市民会館については、大ホール及び本館機能の移転が完了した後、解体することとなりますが、その跡地及び周辺用地については、小田原城址を訪れる観光客を迎え入れる歴史的景観を生かした広場、城址周辺の魅力を紹介し回遊を促すガイダンス施設、駐車場などとして整備するため、別途、検討を進めていきます。

② 建設地に隣接する周辺区域

建設地に隣接する東京電力㈱小田原支社は、将来的に、ホールを補完する広場・公園、駐車場等の整備を検討するものとし、社会経済状況や用地取得等の状況を見極めながら整備について協議・調整していきます。

3 施設計画

市民ホールを特徴付けるホールの中心となる施設等については、各々次に定める規模や機能等を備えたものとして整備します。

(1) 大ホール

市民の芸術文化活動の場にふさわしい、1,000～1,200席規模の、シンプルで、かつ、プロの利用にも堪え得る専門性を有した多機能ホール

市民ホールの中核となる大ホールは、様々な芸術文化活動を行っている市民団体やサークル、個人の発表の場とするとともに、プロの使用にも堪え得る専門性を有した施設として整備します。

大ホールの規模（客席数）は、前計画においては興行利用も念頭に置き、1,300席から1,350席規模を想定していましたが、現市民会館の利用状況や使いやすい施設を望む市民の声などを勘案し、より市民の芸術文化創造活動の場にふさわしい規模とすべきと判断し、1,000席から1,200席の間で設定します。

また、大ホールの舞台機構等の設備は、過剰なスペックとはせず、シンプルなものとし、極力メンテナンスコストやオペレーションコストがかからないものとするよう配慮します。

(2) 小ホール

小規模な催物に適した、市民が使いやすく、汎用性の高い、200～300席規模の段床式の観客席を備えた多機能ホール

市民の芸術文化活動の中心的な場を担う小ホールは、小規模で多様な催物（集会、映像、音楽、演劇、発表会など）に適した使いやすく汎用性の高い空間とする必要があります。

小ホールの規模は、これらを踏まえ、200席から300席規模とし、使用する方々の負担を軽減するため、段床式の観客席を備えたものとします。

また、大ホールと同様に、設備はシンプルで、極力メンテナンスコストやオペレーションコストがかからないものとするよう配慮します。

(3) 展示スペース

絵画、書、写真、生け花などの展示やそれらの創作活動などにも活用可能な展示系マルチスペース

展示スペースは、展示系創作活動に取り組む人々の拠点とすべく、展示機能だけでなく、別に整備するアトリエとあわせ、創作活動にも配慮した空間とします。

展示スペースの規模は、現市民会館の展示室と同等以上の面積を確保するとともに、

大規模な催物への対応のため、周辺会議室や練習室、オープンスペースなどに展示に対応した機能を付加するなど考慮します。

(4) リハーサル室・練習室

ジャンルや規模に応じ、市民の芸術文化活動を支援する大・中・小の創造空間

リハーサル室を1室、練習室(中)及び練習室(小)を各2室整備し、オーケストラから演劇、合唱、舞踊、ロックバンドの練習など、市民の幅広い芸術文化活動に対応できるものとします。

リハーサル室は大ホール舞台面と同等の面積とし、リハーサルや小コンサートなどに利用可能なものとするとともに、2室に分割して利用しやすい規模にできるようにする等、使い勝手にも配慮します。

4 景観計画

(1) 景観コンセプト

市民ホールとその周辺の景観形成についてのコンセプトは次のように定めます。

① 外観デザイン

施設の外観デザインは、周辺の歴史の趣と緑豊かな環境と調和した落ち着いた表情を醸し出すものを採用し、地区の街並みをリードする景観形成に資するものとします。

② 高さ・ボリューム

施設の高さやボリュームは、沿道側の建物の高さの抑制やボリュームを感じさせないデザインを採用することにより、周辺の歴史の趣と緑豊かな環境との調和と周囲への圧迫感の低減を図ります。

③ 沿道空間

お堀端通り沿いのホール前庭は、芸術文化の拠点である市民ホールへのアプローチや観客のたまり空間、また、災害時には来場者の安全確保の空間としての役割を果たすよう十分なスペースを確保するとともに、小田原城正規登城ルート上に位置する馬出門に正対する場として周辺の歴史の趣と緑豊かな環境に配慮したゆとりと潤いのある空間として整備します。

また、前庭を設けた場合にホールの裏側に当たる国道1号側からの建物の見え方やボリューム感の軽減にも配慮し整備するものとします。

5 整備方針

この基本構想においては、次のとおり整備の方向性や目標などを設定するものとし、ホールに備える諸機能に係る詳細事項については今後の設計作業の中で検討し決定します。

区分	整備の方向性・目標等
《全体的事項》	
全体規模	想定延床面積：11,000㎡程度
施設配置	お堀端通り沿いに広く前庭を設け、ゆとりと潤いのある空間を創出 建物の配置は、周辺に圧迫感を与えないよう、高層部分はお堀端通りからの距離を確保 国道1号側と城址を結ぶ動線を確保 国道1号線からのホールの見え方への配慮 ボリュームを感じさせない建物デザインの採用 敷地内の積極的な緑化の推進
景観	周辺の歴史の趣と緑豊かな環境と調和した空間の創出
内観	小田原の地域資源・自然資源である「木」や小田原の歴史性を醸し出す材料などの積極的な活用による暖かみのある内観の創出
環境対策	二酸化炭素排出量を低減させる設備機器の導入 屋上緑化等の環境負荷低減対策の積極的な採用
《大ホール関係》	
大ホール	多様な演目に対応可能な多機能ホール プロセニウム形式 シューボックス型などの客席から舞台面が見やすい、オーソドックスな形式 プロの使用にも堪え得る水準 客席数は1,000～1,200席程度 舞台は、幅約18m、奥行約15m、舞台袖各約9m程度 高性能可変式音響反射板 シンプルな設備でオペレーション・メンテナンスコストを低減 舞台裏に通路を設け、舞台利用者の使い勝手に配慮
大ホール附帯施設	楽屋、搬入口、舞台備品庫等は、大ホールと同一フロアに配置
楽屋	収容人員：70名程度 楽屋（小・ピアノ有）：1～3人用 1室 楽屋（小）：1～3人用 3室 楽屋（中）：6～8人用 4室 楽屋（大）：15人用 2室 楽屋事務室：30㎡程度 1室

舞台備品庫	150㎡程度	1室
ピアノ庫	30㎡程度 フルコンサートピアノ2台分+αのスペース 湿度管理機能	1室
照明・音響器具庫	100㎡程度	1室
搬入口	11tガルウイングトラック2台同時搬入を想定 搬入口の幅は、10m以上を目標 搬出入時に雨がかからないよう配慮 荷捌きスペースは、50㎡以上を目標	1箇所
その他	ホワイエ ロビー 調光室 映写室 音響調整室 等	

《小ホール関係》

小ホール	小規模な催物に適した多機能ホール 客席数：200～300席程度 利用者の負担を軽減する段床式客席 舞台：幅約11m、奥行約9m、舞台袖各約5m程度 シンプルな設備でオペレーション・メンテナンスコストを低減	
小ホール附帯施設		
楽屋	収容人員：20名程度 楽屋（小）：4人用 楽屋（中）：6～8人用	2室 2室
舞台備品庫	75㎡程度	1室
ピアノ庫	30㎡程度 フルコンサートピアノ2台分+αのスペース 湿度管理機能	1室
照明・音響器具庫	25㎡程度	1室
搬入口	11tガルウイングトラックでの搬入を想定 搬入口の幅は、8m以上を目標 搬出入時に雨がかからないよう配慮 荷捌きスペースは、15㎡以上を目標	1箇所
その他	ホワイエ 調整室 等	

《展示スペース関係》

展示スペース	200㎡程度 展示機能を主体に展示系創作活動やワークショップ、映像系にも対応した展示系マルチスペース	1室
展示スペース附帯施設		
アトリエ	50㎡程度 展示系創作活動の場	1室

	展示用倉庫	100㎡程度 展示スペース・アトリエ兼用	1室
	搬入口	展示スペースに直接、搬入できるよう配慮	1箇所

《リハーサル室・練習室関係》

リハーサル室・練習室		主に音楽、演劇等の練習利用やワークショップ等に利用 各室に専用の倉庫スペースを確保	
	リハーサル室	300㎡程度 2室に分割することにより用途に合わせたスペースの選択を可能とする。 オーケストラ、合唱、演劇などの練習、リハーサルのほか、小規模なコンサートや展示系催物にも対応	1室
	練習室（中）	80㎡程度 オーケストラ、合唱、演劇などの練習のほか展示系催物にも対応	2室
	練習室（小）	30㎡程度 ロックバンドやジャズなどの練習に対応	2室
練習室附帯施設			
	ピアノ庫	フルコンサートピアノ1台分+αのスペース 湿度管理機能	1室

《会議室関係》

会議室		主に各種会議や研修会、ワークショップ等に利用 各室に専用の倉庫スペースを確保	
	会議室（大）	90㎡程度 展示系設備を整備し、展示スペースを補完	1室
	会議室（中）	60㎡程度 展示系設備を整備し、展示スペースを補完	2室
	会議室（小）	30㎡程度	4室
会議室附帯施設			
	ラウンジ		

《共用部関係》

オープンロビー	人々を招き入れやすい開かれた空間として、にぎわいを創出
インフォメーションセンター	
カフェ	ホール利用者以外を集客 交流によるにぎわい創出
託児室	幼児の一時預かり機能及び授乳室機能
救護室	
トイレ	整備基準以上の個数を整備 特に女性用の個数は十分に確保 ユニバーサルデザインの観点から、誰もが使いやすい設備とする。

《管理諸室関係》

事務室	事務機能の集約による効率的な管理・運営
-----	---------------------

事務用会議室	
技術員控室	
スタッフ控室	
警備員室	
清掃員控室	
コインロッカールーム	
自販機スペース	

《その他》

駐車場	小田原駅から徒歩圏内の立地上の優位性を活用
	附置義務条例に規定される台数以上を確保
	周辺の市営駐車場や民間駐車場との連携利用
	車椅子用駐車場、主催者用駐車場、駐輪場を確保
昇降装置	ユニバーサルデザインの観点からエレベータを基本とする。
道路	市道2197及び市道2198については、建設用地を最も有効に活用できるよう、その取り扱いについて検討する。
ホール以外の施設	
中央連絡所	
防災倉庫	

V 事業推進方針

1 整備スケジュール

平成26年秋の市民ホールの開館を目標に次のスケジュールに基づき、整備を進めていきます。

用地取得	：	平成21～23年度
文化財調査	：	平成22～24年度
施設設計	：	平成22～23年度
施設建設	：	平成24～25年度
開館	：	平成26年秋

2 事業手法

市民ホールは、市民の芸術文化交流の拠点として整備していくべき施設であり、老朽化した現市民会館の状況を考慮すると早期に建設工事に着手することが望まれます。一方で、現下の厳しい財政状況においては、財政負担の最小化・均等化を図るとともに、建設後においても安定した管理運営を図ることができる手法を選択する必要があります。

次に、現在、想定される事業手法（１）から（３）について、その特色等について概観します。

（１）市の直接工事発注による施設整備

〈概要〉

- ・市が建設工事を発注し、施設を整備する、従前から行われている手法です。
- ・整備に係る主な財源は、地方債が想定されます。
- ・また、都市再生整備計画に事業を位置付けることにより、まちづくり交付金の活用の可能性もあります。

〈メリットとデメリット〉

- 他の手法と比較し、外部との調整事項が少ないため、市によるスケジュール管理が容易です。
- ×地方債の金利は（２）の地域振興施設等整備事業に比べ割高になります。

（２）地域振興施設等整備事業の活用による施設整備

〈概要〉

- ・地域振興施設等整備事業は、神奈川県企業庁がその保有資金を活用し、地域振興に資する施設整備を計画する自治体に代わり施設を建設し、当該自治体は、施設完成後に分割払いにより建設費等を返済する手法です。
- ・また、都市再生整備計画に事業を位置付けることにより、まちづくり交付金の活用の可能性もあります。（計画期間中の返済金が交付対象事業費となります。）

〈メリットとデメリット〉

- 返済金の金利が地方債の1/2程度であり、企業庁に支払う事務費を考慮しても地方債を活用する場合よりも財政負担が少なくなります。
- ×企業庁に対する予算措置要請、建設協定の締結、設計内容の審査・確認、建設工事中における市の要望の反映方法など、事業期間を通して企業庁との調整事項が多くあります。
- ※現在、企業庁において本事業の見直し作業が行われています。

（３）PFI方式の活用による施設整備

〈概要〉

- ・市は要求水準書に基づき、設計から施設建設、備品整備、その後の管理や運営を含めて民間企業に発注することが可能な手法です。
- ・管理運営まで含んだ契約であっても、施設完成後、市に所有権を移転することも可能

です。

- ・また、都市再生整備計画に事業を位置付けることにより、まちづくり交付金の活用の可能性もあります。（計画期間中の建設費に係る返済金が交付対象事業費となります。）

〈メリットとデメリット〉

- 民間手法の導入により、安価で高質なサービスが期待できます。
- 備品整備や施設管理を含めた総合的な調達も可能です。
- ×現下の経済状況の下では受注希望企業がないおそれがあります。
- ×近年、経営破たんや契約解除に至るケースも見られます。
- ×要求水準書の作成には高度な専門的知識と多くの時間を要します。

VI 管理運営方針

本基本構想の基本理念やめざすべき方向性を実現していくためには、市民ホールを単に貸館としてではなく、市民の積極的な参画を促し、市民主体のホール運営を具現化する場となるような管理運営の方針や組織体制を構築していく必要があります。

管理運営の在り方については、この管理運営方針や「(仮称) 城下町ホール管理運営検討委員会報告書」の内容等も踏まえ、先進ホールの取り組み状況などに学びながら検討を深め、管理運営計画としてまとめていきます。

1 運営方針

(1) 専門性の確保

ホールのような文化施設の管理運営には、単に効率性を追求した方法に止まらず、芸術文化振興のための事業を積極的に立案し、市民の創造活動を支援することが求められます。したがって、管理運営に当たっては、文化政策に対する理解、芸術文化に関する専門的知識や技術が必要です。

また、プロデューサーやアドバイザー等の位置付けで舞台芸術の専門家等を配置することにより、市民の知識や技術の向上のほか、実力のある楽団や劇団の招聘も期待できるなど、より高質な管理・運営に資することとなります。

(2) 市民の参画

いつも人々が集い、にぎわいのあるホールとしていくためには、市民の事業の企画立案への参加や市民参加型事業の実施など、市民が運営に参画できる仕組み作りが不可欠です。また、市民がホールを身近なものとして感じ、運営を支えてもらうためには、サポート組織の形成が有効です。

〈市民の運営への参画の例〉

ホールサポーター

ホールサポーターは、公演時の受付や案内などを行うレセプションистや広報誌の作成など、ホールの運営を支える役割を担います。また、日常的にホールに関わることで、市民の中に「私たちのホール」という感覚が育つことが期待できます。

友の会

ホールの催物情報をいち早く通知したり、チケットの優先予約や割引などの特典がある友の会は、会員はもとより、ホールの運営者にとっても入場者の増加を期待できるなどメリットがある仕組みです。ホールに集まった会員相互や会員と地元商店街との連携など、ホールをさらに盛り上げる活動も期待できます。

(3) 地域との連携

芸術文化活動がホールだけに止まらず、まちへと広まっていくために、行政や市内の生涯学習施設、文化団体、地域の商店街や自治会などが連携し、情報提供や協力体制といっ

たネットワークを構築していく必要があります。

2 運営方式

ホールの管理運営方式については、今後、先進的なホールの事例などについて調査・研究し、決定していくこととなりますが、現段階で想定される方式について概観します。

(1) 直営方式

市が直接ホールの管理・運営を行う方式です。

〈メリットとデメリット〉

- 市が推進しようとする管理運営方針をそのまま反映した管理・運営が可能です。
- 市が管理運営に直接責任を持つ体制です。
- ×専門職員の確保や長期に亘る配置を行うことが困難です。
- ×職員に係る人件費が高額になる傾向あります。

(2) 部分委託方式

市が管理・運営の主体ですが、一部の業務を外部に委託する方式です。例えば、施設の管理部分を委託し、自主事業などについては、市が直接実施するなどの方法も考えられます。

〈メリットとデメリット〉

- 民間への委託により、人件費等の経費の削減が期待できます。
- 維持管理的、定例的な業務を委託することにより、一部の市の事務の軽減を図ることができます。
- ×管理者は市であるため、指定管理方式ほどの事務の軽減は期待できません。
- ×自主事業を直営とする場合、専門職員の確保や長期に亘る配置を行うことが困難です。
- ×自主事業を直営とする場合、担当職員に係る人件費が高額になる傾向があります。

(3) 指定管理方式

施設の使用等の許可権限等を含め、管理・運営に関する権限を民間団体に委任し、包括的に代行させる方式です。

〈メリットとデメリット〉

- 民間手法の導入により、効率的・弾力的な施設運営が可能となり、経費削減が期待できます。
- 民間手法の導入により、質の高いサービスの提供が期待できます。
- ×特に事業面において、市の推進しようとする管理運営方針を反映した管理・運営となりにくい面があります。

(4) P F I方式（施設整備手法にP F I方式を採用した場合）

施設整備とその後の管理・運営を併せて、民間事業者に請け負わせる方式です。

〈メリットとデメリット〉

- 民間手法の導入により、安価で高質なサービスが期待できます。
- 施設や備品整備を含めた総合的な調達が可能です。
- ×現下の経済状況の下では受注希望企業がないおそれがあります。
- ×近年、経営破たんや契約解除に至るケースも見られます。
- ×要求水準書の作成には高度な専門的知識と多くの時間を要します。
- ×特に事業面において、市の推進しようとする管理運営方針を反映した管理・運営となりにくい面があります。

3 運営組織

(1) 直営方式及び部分委託方式の場合

運営を市による直営方式または自主事業を除く部分等を除いて委託する方式とした場合には、運営組織の役割は市が担うこととなりますが、先に触れたホールサポーターを組織する等、運営の分野に積極的に市民の参画を促す仕組みづくりを行う必要があります。

(2) 指定管理方式の場合

運営を指定管理方式とした場合には、運営組織の役割の担い手としては、民間事業者、文化財団、またNPO等の法人格を取得すれば市民による組織も考えられます。

一般的に想定されるのは民間事業者ですが、民間のノウハウを駆使した効果的・効率的な管理運営による安価で質の高いサービスの提供が期待できる半面、市民参加等の効率面や採算面で不利になる分野については、なじみにくいとも言えます。したがって、市民参加を保証するためには、指定の条件として市民参加について条件設定する等の対策を講ずる必要があります。

文化財団による運営が実現された場合には、文化事業に特化された団体による高質で効果的な事業展開が期待されますが、一方で、文化財団に対する行政の継続的かつ安定した財政支援が保証される必要があります。

また、市民による運営組織が実現された場合には、より市民の目線に合った市民の手による事業展開が期待され、文化によるまちづくりの推進に大いに資すると考えられます。

しかしながら、文化財団にしても市民による運営組織にしても、一朝一夕にホールの管理運営を担う能力を身に付けることは困難であるため、まずは人づくりから時間をかけて取り組んでいく必要があります。

(3) PFI方式の場合

運営をPFI方式とした場合には、民間事業者がその役割を担うこととなりますが、一般的に、効率・効果の面では民間のノウハウを駆使し、安価で質の高いサービス提供が期待できる半面、管理運営に対する市民参加といった採算性の向上に繋がりにくい部分につ

いては十分な効果が期待できないおそれがあります。したがって、要求水準書の中に市民参加を位置付ける等、条件を盛り込む等の対応を講ずる必要があります。

VII 今後の検討の進め方

本基本構想においては、市民ホールを創り上げていく上で基礎となる基本理念やめざすべき方向性を定めた上で、整備方針、事業推進方針、管理運営方針について、全体的・概略的な検討を行いました。

市民ホールを市民にとって使いやすく、将来に亘りにぎわいを絶やさない場として創り上げていくためには、運営計画（ソフトウェア）と整備計画（ハードウェア）の検討を並行して進めていく必要があります。

今後も、引き続き、専門家や市民の方々の声を踏まえ、整備方針、事業推進方針、管理運営方針に基づき、市民ホールの具現化に向けて、さらに詳細な検討を進めていきます。